

約款

(保証期間)

第1条 本保証書の対象となる契約（以下「対象契約」）の目的物の保証は、引渡完了確認書記載の引渡日（以下「引渡日」）に始まり、保証対象部分毎に定める保証期間（以下「保証期間」）が経過した時、または、本保証書に定める不具合事象（以下「不具合事象」）を知ってから1年以内に通知しなかった時に終ります。

2 本保証は、対象契約の引渡日より被保証者からのお申し出があった日までの日数が、保証期間を超えていないものを対象とします。

3 被保証者からのお申し出があった日が、保証期間を超えていた場合、アフターサービスは有償にて承ります。

(保証期間内の対応)

第2条 保証期間内に、保証対象部分に、不具合事象があらわれた場合、本保証書に基づいてアフターサービスを行います。なお、付帯設備及び付属施設のうちメーカーの保証があるものについては、当該メーカーの保証内容によります。

(アフターサービスの内容)

第3条 アフターサービスとは、引渡時の設計、仕様、材質等に従って、正常な状態に回復するための補修、取替え等の工事をいいます。

2 前項の工事の対象には、不具合事象の原因となった保証対象部分のほか、当該不具合事象により建物本体に生じた被害部分を含みます。

3 前二項の規定にかかわらず、建物の部品、設備等のモデルチェンジ、技術改良、その他の理由により不具合事象の発生前と同様の補修ができない場合は、別部品による補修又は交換を行います。

4 補修工事の内容(工法・利用部材等を含む)は、保証者指定の方法とします。

(事象発生通知)

第4条 買主は、不具合事象が発生した場合は速やかに保証者に申し出るものとします。

(保証書の提示等)

第5条 被保証者はアフターサービスを受ける場合は必ず本保証書を提示するものとします。本保証書の提示が無い場合や補修・打合せなどにご協力いただけない場合は、アフターサービスを受けることが出来ません。

(その他)

第6条 保証者が発行した書類の内容は、住宅品質確保促進法その他関係法令に基づく被保証者が有する権利に影響を及ぼすものではありません。

(適用除外)

第7条 不具合事象が次の事由によって生じた場合には、保証期間内でも保証者は保証の責任を負いません。

(1)地震、落雷、噴火、洪水、津波、台風、暴風、豪雨、豪雪、ひょう等の自然現象

(2)地滑り、がけ崩れ、断層、地割れ及び敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予期できない自然、周辺環境の変化

(3)火災、爆発、暴動、労働争議等、不可抗力に起因する事由

(4)設計時に予想し得なかった重量物の設置等、被保証者及び使用者の不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と異なる使用により発生した現象

(5)建物の性質による結露又は瑕疵によらない建物の自然の消耗、磨耗、錆、カビ、変質、変色、乾燥による収縮、其の他通常想定されうる住宅の自然の劣化に起因するもの及び類似の現象

(6)対象契約当時実用化されていた技術では、予防する事が不可能な現象又はこれが原因で生じた現象

(7)保証者がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、買主様が採用された設計、施工方法又は資材に瑕疵があった場合等、保証者以外のものの責任に帰すべき事由

(8)近隣の土木・建築・設備などの工事又は、重量車両通過による振動等の影響と考えられるもの

(9)周辺の公害現象及び温泉地の亜硫酸ガス又は煙害其の他の地域特性などに起因すると思われる腐食、腐朽、錆等の損傷

(10)引渡時に確認されず、また、保証者が関与しないキズ・汚れ・破損等、増改築、交換、移動、機器増設（ベランダ、水槽等の重量物、ソーラー機器、アンテナなどの取付）、不適正な設置（ピアノ、本棚）、地盤変動に起因するもの

(11)犬、猫、ねずみ、ゴキブリなどの生物の害に起因する損傷、機能不良及びたたみ、じゅうたん等に発生するダニなどの害に起因するもの

(12)植物の根等の成長に起因するもの

(13)発生した不具合事象に起因する被害であっても二次被害と判断されるもの

(14)仕上げの損傷などについては、引渡時においてご承認いただいたもの又は引渡時に申し出がなかったもの

(15)材料、機器、家電等のメーカー保証のあるものはその保証内容、期間とする

(16)電気、電話、上下水道、ガス等、供給主体の定めがある場合はそれによる

(17)建物の使用上影響のない音、振動などの官能的現象に起因するもの

(18)敷地内の埋設物で一般生活を営むうえで支障が無いもの

(19)被保証者または被保証者の委託者から提供された材料の性質又は与えられた指示又は指示に起因するもの

(20)被保証者または被保証者の委託者及び第三者の故意、過失に起因するもの

(21)住宅瑕疵担保責任保険における免責事項に該当する事由

(22)保証期間経過後、申し出があったもの

(23)軽微な瑕疵で、それを補修するのに多額の費用が発生するもの

(24)定期的に必要なメンテナンスを怠るなど、メンテナンス状況に起因するもの

(25)前各号による場合のほか、免責事項に該当するもの。

(26)保証者が関与しない施工箇所、増改築や補修に起因するもの

(維持管理)

第8条 被保証者は、建物の通常の用法に従って利用し、適切な維持管理を行うことをアフターサービスを受ける条件とします。

(対象等)

第9条 本保証を受けることのできる対象者は保証者との直接契約締結した者に限ります。保証者の保証継承手続きを行わず譲渡された場合の転取得者は対象外と致します。

(相互協力)

第10条 被保証者及び保証者は、アフターサービスが円滑に実施できるよう調査・工事等、相互に協力するものとし、次の事項に該当する場合には、アフターサービスを実施できないことを了承します。

(1) 暴言や恫喝等平穏なやり取りができない場合

(2) 暴力等の法令違反があった場合

(3) 虚偽又は重過失による事実と異なる事項の告知があった場合

以上



長 期 保 証

保証対象部分	基本的性能	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
基礎・基礎杭・地盤補強 (アプローチ・ポーチ・玄関土間・犬走り・テラス等は除く)	上部構造の水平支持	10年	1. 構造耐力上支障のある亀裂・欠損 2. 建物対角線上で傾斜の程度が6/1000を超える不等沈下	1. コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上、特に差支えない亀裂・剥離及び白華 2. 基礎補強・地盤改良等、保証者が施工の検討及び施工を行わなかつた場合の基礎に掛かる保証
柱・はり等 (土台・柱・はり・桁・筋かい・小屋組・耐力壁等)	荷重の支持	10年	1. 構造耐力上支障のある亀裂・欠損・破断・変形 2. 柱・はりのねじれ・傾斜による壁の盛り上がり等 3. 離れた2点間の傾斜の程度が6/1000を超える(2点間の距離は、梁で3mを以上、柱で2m以上) 4. 仕上げ材から下地材又は構造材にまたがったひび割れ	1. 構造上特に差し支えない現象 2. ヒラタキクイムシ・白蟻等による食害 3. 床下換気口・屋根換気口が塞がれていたことにより発生したもの
床・床組み (表面仕上げ部分・排水等の目的で勾配を設けられたものを除く)	水平支持	10年	1. 構造耐力上支障のある亀裂・腐朽 2. 3m以上離れた2点間の傾斜の程度が6/1000を超える	1. 構造耐力上特に差し支えない現象 2. ヒラタキクイムシ・白蟻等による食害 3. 床下換気口・屋根換気口が塞がれていたことにより発生したもの
外壁・屋根・ベランダ防水部分・ベランダドレン部分 (床がスノコ状の仕様は除く)	防水	10年	1. 室内への雨漏り 2. 雨水の侵入による室内仕上げ材の汚損 3. 雨水の侵入による構造躯体・部材の著しい損傷 4. 仕上げ材および下地材にまたがったひび割れ、欠損 5. 複数の乾式仕上げ材にまたがったひび割れ、欠損 6. 陸屋根などで直下に居室がある場合には、防水上支障のある防水層の劣化、ひび割れ	1. シーリング・コーティング部分の止水性能の劣化 2. 台風・暴風雨等の一時的な漏水 3. 枯葉等の異物の詰りに起因するもの(特にベランダ) 4. 敷地内冠水による、基礎内への浸水 5. 家具・調度品等の汚損(二次被害) 6. 保証者に責任のない原因による雨漏り
地下室 (地面よりも下に作られた空間等)		10年	1. 地下水の浸入による屋内仕上げ面の汚損及び部材の著しい損傷	1. 雨水の侵入 2. 敷地及び周辺の地下水位の上昇に起因する場合 3. ガレージ等、生活上支障のない部分への地下水の浸入
構造耐力上主要な部分とは、柱・梁・基礎等建築物の荷重を支え、外力(振動や衝撃)に耐える建物の基本的部分を言います。				

短 期 保 証

保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
木工事・木下地工事部分 (床・壁・天井・屋根・階段等の木造部分)	2年	1. 木材の変形、変質による著しい、そり・すきま・割れ・きしみ・床鳴等の現象	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象
床フローリング・階段仕上げ部分	2年	1. 剥離・変形・変質による著しい、隙間・割れ 2. 連続性のある、きしみ音	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象 2. 1ミリ以下の隙間 3. 保証者に起因しない傷・汚れ 4. 日焼け等の仕上げ材の変質 5. 冷暖房機器等の局所的または過度な使用に起因するもの



保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
化粧枠材仕上げ部分 (廻り縁・巾木・ケーシング)	2年	1. 取付不良	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象 2. 1ミリ以下の隙間
和室 (敷居・鴨居)	2年	1. 剥離・変形・変質による著しい、隙間・割れ 2. 連続性のある、きしみ音 3. 取付不良	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象 2. 1ミリ以下の隙間
床下収納庫	2年	1. 剥離・変形・変質による著しい隙間・割れ 2. 連続性のある、きしみ音 3. 取付不良	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象
壁紙 (ビニールクロス)	2年	1. 剥離・変形・変質による著しい、隙間・割れ	1. 下地木材の乾燥・湿潤に起因する現象 2. 1ミリ以下の隙間 3. 照明による陰影
クッションフロア	2年	1. 剥離・変形・変質による著しい、隙間・割れ	1. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象 2. 1ミリ以下の隙間 3. 照明による陰影
畳	2年	1. 剥離・変形による著しい、隙間・割れ 2. 連続性のある、きしみ音	1. 畳同士の隙間・畳表の傷み 2. 日焼け等による変質
外部建具 (玄関ドア・勝手口ドア・サッシ・シャッター・網戸等) 内部建具 (ユニット室内ドア・戸襖・襖・障子)	2年	1. 開閉不良・施錠不良・著しい、変形・腐食 2. ベアガラス内の結露(メーカーの保証期間による)	1. 引き渡し時に確認されたもの以外のキズ・汚れ・破損 2. 調整で対応可能な開閉不良 3. 雨・日射に起因する変退色・ガラスの破損(熱割れ) 4. 暴風雨・豪雨等による一時的な雨水の侵入 5. 隙間風・粉塵等の侵入 6. 作動に影響しない反り、軽微なひび割れ 7. 室内部の結露
左官工事	2年	1. 著しい、剥離・変退色・ひび割れ・浮き	1. 白華現象 2. ヘアクラック 3. 2ミリ以下の隙間
タイル工事 (基礎・壁・床・ポーチ・テラス・基礎巾木等)	2年	1. 著しい剥離・変退色・浮き・剥落・隙間	1. ひび割れ 2. 白華現象 3. 2ミリ以下の隙間
外構工事組積・門扉等 (コンクリートブロック・れんが等の組積による内・外壁門扉・フェンス)	2年	1. 著しい、亀裂・破損・剥離 2. 支持柱の著しい、倒れ・開閉不良・破損	1. 電気系統(照明・インターホン等) 2. 2ミリ以下の隙間・段差・ひび割れ 3. 白華現象 4. 保証者が施工しないもの 5. 門扉の変色・錆
主要構造部以外のコンクリート部分 (アプローチ・ポーチ・玄関土間・犬走り・テラス・車庫コンクリート等)	2年	1. 著しい、沈下・ひび割れ・不陸・隆起・剥離	1. 主要構造部や他の部材との肌別れ 2. 2ミリ以下のひび割れ 3. 通常の使用に支障のない隙間・段差・傾斜 4. 白華現象及び凍害が原因のもの 5. 重量が2トンを超える車両等の過度に荷重のあるものの出入、設置や駐車に起因する不具合 6. 機能上支障がない場合 7. コンクリート镘ムラ及び色むら 8. 乾燥収縮に起因するもの 9. タイヤ痕等の汚れ



保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
土工事 (盛土・埋戻し・整地を行った部分)	2年	1. 著しい、沈下・陥没・隆起 2. 敷地の著しい排水不良	1. 雨水等に起因する土流れ 2. 周辺の地域と同程度の排水状態 3. 敷地内の埋設物で工事中に予見できないものや、撤去が困難な軽微なもの 4. 機能上の支障のない場合
塗装仕上げ部分 (防水塗装・工場塗装を含む)	2年	1. 著しい、剥離・亀裂	1. 白華現象 2. 摩耗や衝撃による剥離・亀裂 3. 軽微な塗装面の変褪色・変形 4. 歩行部分 5. コケ・カビの発生
シーリング部分 (外壁、開口部、目地、ベランダ廻り)	2年	1. 著しい、剥離・亀裂	1. 軽微なキズ・めくれ 2. 機能上支障のない場合
屋根仕上げ部分	2年	1. 著しい、ずれ・浮き・変形・腐食・破損 2. 著しい、板金の剥がれ・浮き・腐食	1. 白華現象 2. 摩耗や衝撃によるキズ・剥離 3. 木材の乾燥・湿潤に起因する現象 4. 表面の細かいひび割れ 5. 保証者が関与しない屋根面の歩行等に起因するもの
雨樋	2年	1. 著しい、脱落・破損・腐食・垂れ下がり 2. 著しい、板金の剥がれ・浮き・腐食	1. 枯葉等の異物の詰まりに起因するもの 2. 風・雪による破損
破風・鼻隠し・軒裏	2年	1. 著しい、割れ・破損	1. 雨垂れ、シミ
ベランダ・バルコニー	2年	1. 著しい、変形・破損 2. 取付不良	1. 摩耗や衝撃によるキズ・剥離 2. 設備機器、積雪等、設計時想定外の載荷に起因するもの 3. 排水不良
アルミ手すり (笠木含む)	2年	1. 著しい、割れ・破損 2. 取付不良	1. 機能上支障のない場合
外壁	2年	1. 著しい、変色・割れ・破損・剥がれ	1. 釘頭等の塗料による色違い・変色 2. 1ミリ未満の軽微なひび割れ・亀裂 3. 白華現象 4. 機能上支障のない場合
防蟻 ※注1	5年	1. 白蟻（ヤマトシロアリ・イエシロアリ在来種に限る）	1. 防蟻処理部分以外（処理部分は地面から高さ1mまでの柱・筋交・土台等の構造部分です。） 2. カンザイ（乾材）シロアリを含む、外来種による食害 3. 雨漏り、建物の破損など家屋管理の不手際により白蟻が発生した場合 4. 火災、水害、地震等の天災地変により、白蟻が発生した場合 5. 木製造作物の設置に起因する場合 6. 家具類などの動産に関する被害



保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
防虫 ※注2	2年	1. ヒラタキクイムシの食害による損傷	1. 防蟻処理部分以外（処理部分は地面から高さ1mまでの柱・筋交・土台等の構造部分です。） 2. カンザイ（乾材）シロアリを含む、外来種による食害 3. 罂、ジュウタンに発生するダニ類による被害 4. 保証者以外が修復などされた場合 5. 家具類などの動産に関する被害 6. 損傷を伴わない虫等の発生
断熱	2年	1. 結露水のしたたり 2. 結露によるカビ	1. 地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気の発生する機器などの使用に起因するも 2. 床・壁・天井の断熱工事をおこなっていない部分 3. サッシ・ガラスの表面結露 4. 浴室・洗面室・トイレ及び機器表面などの結露
窓枠まわり・戸袋 (シャッターを含む)	2年	1. 取付不良	1. 暴風雨、豪雨等による一時的な雨水の浸入・破損・変形
造り付家具 (押入を含む)	2年	1. 木造部分の木材の変形・変質による著しい、そり・すきま・割れ 2. 取付不良	1. 引き渡し後の使用により発生した場合 2. メーカー・製造者の定める耐荷重を超える使用に起因するもの
浸透柵・浸透施設・貯留施設	2年	1. 破損・浸透不良	1. 泥等の沈殿物及び土質に起因する場合 2. 豪雨・水害等著しい雨量・水量に起因する場合 3. 機能上支障のない場合
石積み・擁壁	2年	1. 崩壊	1. 伸縮目地部分の目地材劣化 2. 構造上影響のないひび割れ

短 期 保 証 (設 備)

※設備の説明書・利用手引等に基づく、維持管理・利用が保証の前提となります。

※設備の保証は、メーカー保証に準じます。

※設備延長保証をメーカー又は保証会社等と顧客との間で締結した場合は、メーカー又は保証会社等による保証となります。

保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
電気設備 (配管・配線・分電盤・コンセント・スイッチ 火災報知器・照明器具・インターホン・24時間換気システム)	2年	1. 作動不良・接続不良・支持不良 2. 腐食・破損	1. 蛍光灯・電球・電池等の消耗品 2. 電力等の供給会社の責任によるもの 3. フィルター等の消耗部材 4. 供給会社の責任によるもの
給排水設備 (給排水管・給湯管・蛇口・水栓)	2年	1. 漏水・接続不良・固定不良・排水不良	1. パッキン等の消耗部材 2. 異物の詰り・固形物の流入・油脂等に起因するもの 3. 凍結破損 4. ウォーターハンマー・給排水音 5. 薬品、塩素系洗剤、高濃度液体等の排水に起因するもの 6. 高温水の継続的排水に起因するもの 7. 供給会社の責任によるもの



保証対象部分	保証期間	性能基準・不具合事象	免責事項
ガス・給湯設備 (給湯器・ガスリモコン・ガス配管・ガス栓・床暖房設備)	2年	1. 取付不良・作動不良・接続不良・漏水	1. パッキン等の消耗部材 2. 凍結による作動不良・漏水 3. 給排水音 4. 臭気 5. 供給会社の責任によるもの
自然換気設備 (棟換気・軒裏換気・床下換気)	2年	1. 取付不良	
システムキッチン・システムバス (キッチン本体・ガスコンロ・IHコンロ・電気温水器・レンジフードファン・食洗機 ※注3・ユニットバス本体・電源部分・防水・サーモスタット式栓・浴室換気等設備)	2年	1. 取付不良・作動不良・接続不良 2. 破損・水漏れ・排水不良	1. パッキン等の消耗部材 2. 凍結破損 3. 給排水音 4. 臭気
洗面台 (洗面化粧台・混合水栓)	2年	1. 取付不良・作動不良・接続不良 2. 破損・水漏れ・排水不良	1. パッキン等の消耗部材 2. 凍結破損 3. 臭気
トイレ (便座・タンク・洗浄暖房便座)	2年	1. 取付不良・作動不良・接続不良 2. 破損・水漏れ・排水不良	1. パッキン等の消耗部材 2. 凍結破損 3. 給排水音 4. 臭気
個別浄化槽	2年	1. 取付不良・作動不良・接続不良 2. ひび割れ・破損・水漏れ・排水不良	1. 管理業者との保守管理契約を結ばない場合 2. 車両等2トン以上の荷重によるもの 3. 給排水音 4. 臭気
排水ポンプ・浄化槽プロワー	2年	1. 取付不良	1. 機器の作動不良はメーカーの保証による

備考

- 注1：白蟻損傷は、タクトホームグループ会社のティーアラウンド株式会社による保証となります。白蟻損傷が発生した場合、又は発生の疑いがある場合は、そのままの状態で直ちにご連絡下さい。ご連絡なく修復された場合及び保証期間内にご連絡のない場合、保証対象外となります。
- 注2：発生部位に関わらず、引渡し2年内に発生した最初の1回のみが無償補修対象となります。
- 注3：エコキュート（自然冷媒CO₂ヒートポンプ式給湯機）を含みます。なお、作動不良に関してはメーカーの保証期間によるものとします。

その他

- (1) 各付帯設備は、水道、電気、ガスの供給主体、または、製造メーカーの定めが有る場合は、保証の対象となる現象例・適用の除外は、当該定めによるものとします。
- (2) 保証者が関与しない施工、増改築や補修に起因するものについては、保証対象外となります。
- (3) “著しい”とは本来有すべき機能の不全または、修理を行わないと安全性が損なわれると思われる程度をいいます。
- (4) 白華現象とは、コンクリートやモルタルの表面部分に白い生成物が浮き上がるることをいいます。なお、白華が生じたとしても、コンクリート構造物の強度には問題なく、生成物も無害です。

以上

